



インターネットでの情報提供	
提供予定日	7月30日(水)

平成26年7月29日(火) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
建設政策課	建設業企画監	浅野 浩司	内線 3642 直通 058-272-8504

岐阜県建設業広域BCM認定制度 認定団体の第1号に岐阜県建設業協会が決定！

県では、大規模災害発生時に緊急輸送道路の確保をはじめ、被災地での応急復旧活動を迅速かつ円滑に行うため、県内建設業関連団体と災害応援協定を締結しています。

さらに本年4月には、建設業の事業継続力を高め、本県の防災力の向上を図るために、建設業分野において、個々の企業ではなく、県と災害応援協定を締結する団体に取り組むBCMを認定する制度を全国で初めて創設したところです。

このたび、当該認定制度に基づき、初めての認定団体を下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

※事業継続マネジメント(BCM: Business Continuity Management)

= 事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan) + 計画の継続的活動(改善・訓練)

記

1 認定団体

一般社団法人 岐阜県建設業協会 (岐阜市藪田東1丁目2番2号)

〔(一社)岐阜県建設業協会〕

- ・県内の各地区建設業協会(11協会)と県建築工業会の計12協회를正会員とし、その傘下に建築・土木を主体とする建設業者569社が所属(H26.4.1現在)
- ・建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の施工を確保し、建設業界の健全な発展を図ることを目的としている。
- ・会長 小川 弘(おがわ ひろし)

〔(一社)岐阜県建設業協会のBCMの概要(特徴)〕

- ・協会本部、12の地区協会、傘下の会員企業516社が連携することで、スケールメリットを生かし、広域的かつ機動的な災害対応を確実にする体制を構築

2 今後の予定

- ・第2期募集は、平成27年1月～2月を予定しています。

(申込先及び相談窓口)

申込及び相談窓口	住所	連絡先
岐阜県県土整備部 建設政策課 建設業係 受付時間：8:30～17:15 (土日、祝祭日を除く)	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-8504(直通)

3 参考 (認定制度の概要)

(1) 認定対象

岐阜県と災害応援協定を締結している県内建設業関連団体(H26.4月現在で16団体)

(2) 認定内容 (審査項目)

- ・事業継続計画 (BCP) の改善・管理
- ・会員企業の事業継続力の向上促進
- ・重要業務の選定と目標時間の把握
- ・災害時の対応体制
- ・対応拠点の確保
- ・情報発信・情報共有
- ・人員と資機材の調達

(3) 認定有効期間

認定日の属する年度から3年度後の3月31日 (継続更新制)

【岐阜県建設業広域BCM認定制度のスキーム】

